

別紙 1

沖縄県インターンシップの取扱いに関する協定書

沖縄県インターンシップに関する実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項に基づき、沖縄県（以下「甲」という。）と 大学（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定を締結する。

第1 学生実習生の受入れ

甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上及び県行政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する別紙インターンシップ学生実習生名簿に記載の学生を学生実習生として受け入れるものとする。

第2 実習期間

学生実習生の実習期間は別紙インターンシップ学生実習生名簿のとおりとする。

第3 実習時間

学生実習生の実習時間については、甲に属する職員の勤務時間の例による。

第4 学生実習生の服務

- 1 学生実習生は、実習時間中は配置された部署の指導者の指示に従うとともに、実習に専念するものとする。
- 2 学生実習生は、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- 3 学生実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。
- 4 学生実習生は、前3項の規定を遵守するため、甲に対して別紙2により誓約書を事前に提出するものとする。
- 5 甲は、学生実習生が前4項の規定に反する行為を行ったときは、学生実習生の実習を中止することができる。

第5 実習中の事故責任

- 1 学生実習生は、実習中の事故に備えて傷害保険及び損害賠償保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応するものとする。
- 2 学生実習生が、故意又は過失により要綱第6条第2項または第3項の規定に反する行為を行ったときは、大学等及び学生実習生は、これにより甲及び被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負うものとする。

第6 報酬等

甲は、学生実習生に対して、報酬、旅費、その他一切の手当を支給しない。

第7 実習の中止

甲は、第4の5項に定めるほか次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 学生実習生に実習を継続することが困難となる事情が生じたとき。
- (2) 実習を継続することにより実習受入所属の業務に支障が生じ、またはその恐れがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

第8 その他

この協定書に定めのない事項、その他この覚書の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定書を交換した証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 沖縄県総務部長

乙

インターンシップ学生実習生名簿

大学等名 _____

整理 番号	氏 名	性別	年齢	学部・学科(専攻)名	年次	県の受入所属	実習期間	単位の 有無

※「単位の有無」欄は、インターンシップ実習により単位が付与される場合は「○」を記載してください。

誓約書

- 一 私は、沖縄県庁でのインターンシップ実習期間中は、沖縄県職員の指示に従い、実習に専念することを誓います。

- 一 私は、学生実習生として、沖縄県の職務の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為をしないことを誓います。

- 一 私は、実習上知り得た秘密を、実習中及び実習終了後においても一切外部に漏らさないことを誓います。

- 一 私は、上記の事柄に反する行為をした場合は、沖縄県及び被害を受けた第三者に対して自ら責任を負うことを誓います。

- 一 私は、実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入することとし、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応することを誓います。

平成 年 月 日

学生実習生 所 属

氏 名

印

沖縄県総務部長 殿